

令和6年 第11回浅口市農業委員会議事録

令和6年10月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	出
5	古城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀樹	出
6	川崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	欠
8	吉田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	欠
9	虫 明 伸吾	欠	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	高井 基次	出	鴨方2	虫 上 行治	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	山 下 善弘	出
12	齋藤 孝実	出	鴨方3	山 下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	出
			寄島2	大 島 明敏	出

事務局

産業振興課長兼農業委員会事務局長 瀬良 昌弘

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第13号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第14号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年11月15日（金））

開会（午後1時35分）

議長 すいません、時間も来ましたので始めさせていただきます。

今、農作業で大変お忙しいと思うんですが、お集まりいただきありがとうございます。

本日も慎重審議をひとつご協力よろしくお願いします。

これより令和6年11回浅口市農業委員会を開催します。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。また、推進委員は11名の参加であります。今回も会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条2項の規定により、議長において11番渡邊豊委員、12番齋藤委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

626番の件については議案第38号農地法第5条による許可申請の627番と関係がありますので、併せて事務局の説明を求めます。

事務局 失礼いたします。

議案書は2ページになります。

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について。所有権移転。令和6年10月15日提出。

今回の案件につきましては、3ページの627番も関連がありますので一緒に説明をいたします。3ページの下から2番目が627番になります。

番号626、土地の所在地は全て金光町佐方です。626の1、田、319平米、626の2、田、30平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与。譲渡しの理由は贈与です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、3ページの番号627、土地の所在地は全て金光町佐方です。627の1、田、208平米、627の2、田、19平米、譲受人、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

地図のほうは1ページ、2ページになります。

場所のほう、こちら以前、今は更地になってますけど、〇〇〇〇がありましたところのちょうど南側、時に〇〇〇〇というか、そういったところの部分がありますけど、南側の土地です。〇〇〇〇からいうと30メートルから50メートルぐらい南に入ったところになります。こちらのほう、譲受人は譲渡し人の〇〇〇〇、譲受人の〇〇〇〇が譲渡し人〇〇〇〇いうことで、親から娘夫婦への贈与という形になります。

それで、以前はこの道沿いに用水路があったんですけど、今はもう〇〇〇〇で農業用水のほうから、というか〇〇〇〇とは外れておりまして、水のほうはもう〇〇〇〇からそれぞれ取るようになってますんで、この下の水田、その辺りも特に水質の問題もないというふうに聞いております。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議のほうお願いします。

議長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、626番及び627番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、630番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼いたします。

続きまして、630番、土地の所在地は全て寄島町です。630の1、田、1、410平米、630の2、田、620平米、630の3、田、18平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。譲受けの理由は増反。譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 次に、12番齋藤委員、補足説明をお願いします。

委員 12番齋藤です。

こちらの案件なんですけれども、場所は〇〇〇〇から北西約1キロ半ほど入りました〇〇〇〇といった集落にあたります。先月お話をさせていただきましたとおり、この地区ではレモン団地といいますか、果樹の栽培を振興しようということで、どんどんと耕作を広げているような状況であります。その一環で譲受人の方は先月と同じような申請ということで、田んぼを取得しレモン栽培を行うということでございます。

3枚にわたっておりますけれども、位置図からしますと3ページ、4ページ、それから5ページ、6ページにまたがります。3ページ、4ページのほうは少し北側になるんですけれども、田んぼの大体真ん中辺あたり、こちらのほうになっております。

それから、5ページ、6ページにわたるんですけれども、これは〇〇〇〇に当たりますけれども、真ん中辺り、1番、3番の真ん中が道路で改修されまして、田も少し

だけ残っております。これも一気にまとめてというふうなお話でありましたので、こちらのほうも取得するというございます。取得後はレモンの作付けを行いました、数年後にはレモンの収穫をという、みたいというふうなございます、何の問題はないかと思ひます。皆さんのご承認をよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、630番の件について異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

635番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

番号635、土地の所在地は全て寄島町です。635の1、田、503平米、同じく2ほかといたしまして、田3筆、2、697平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は635の1、635の2が〇〇〇〇、635の3が〇〇〇〇、635の4が〇〇〇〇。譲受けの理由は増反。譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 次に、12番齋藤委員の補足説明をお願いします。

委 員 12番齋藤です。

これは引き続きの関連するんですけれども、先ほど説明をいたしました農地のちょっと南側に当たるところの4枚が重なった部分ということになります。それで、こちらのほうの譲受人のほうなんですけれども、〇〇〇〇ということで距離のほうがちょっとあるんですけれども、確認いたしましたところ、通作距離が15分ということでございますので、通作に関しては問題なからうかなというふうに思っております。こちらの方も〇〇〇〇であり、先ほど審議いただきました譲受人の方の知り合いの方ということで、私もチャレンジしてみたいということでの申請であります。

取得後はレモンの栽培ということになりますし、それから労力のほうなんですけれども、本人を含めまして奥さん、それから友人ということで労力は十分ありますということの返事をいただいておりますので、耕作には問題なからうかなというふうに考えております。何も問題ないかと思ひますので、皆さんのご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、635番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

事務局長 続きまして、636番の件について事務局の説明を求めます。

事務局長 番号636、土地の所在地は全て鴨方町益坂です。636の1、田、60平米、636の2、畑、124平米、636の3、畑、231平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。譲受けの理由は増反。譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 以上です。

委員 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。

議 長 地図は7、8ページのほうになります。場所は〇〇〇〇、あれから西へ100メートルぐらい行って、〇〇〇〇の外れの住宅地になります。この本人が急遽一緒に合流して菜園形式でゆったりという格好で聞いてますから、問題ないと思いますけど、よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、636番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

議案第38号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 625番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

議案のほうは3ページになります。

議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について。所有権移転。令和6年10月15日提出。

番号、625。土地の所在地は全て鴨方町深田です。625の1、田、416平米、同じく2ほかといたしまして、田9筆、2、361.22平米、畑1筆、101平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は、625の1が〇〇〇〇、625の2及び3が〇〇〇〇、625の4及び5が〇〇〇〇、625の6及び7が〇〇〇〇、625の8及び9が〇〇〇〇、625の10及び11が〇〇〇〇。

転用目的は建て売り住宅。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 以上です。

委員 次に、6番川崎委員、補足説明をお願いします。

委員 6番川崎です。

議 長 地図のほうは9ページ、10ページになります。

委員 こちらの土地のほうについてですが、現在まで一応この東側について土地開発されております。その引き続きの開発でございます。〇〇〇〇さんのほうへ一応話に行

きましたが、何も問題ないと私は思います。それで、また地域の人も、町内にも問題なく、また地域の人も地区のほうが人口が増えるということで助かっていますということですので問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、625番の件について、ご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、629番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

番号629、土地の所在地は金光町上竹です。田、824平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天資材置場。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。

以上です。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番大橋です。

地図は11、12ページになります。

場所は〇〇〇〇からすぐ北側に〇〇〇〇が走っております。それで、〇〇〇〇になります。道よりか北へ、もう今草が生えて何もいらってないというようなところです。別にもう問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、629番の件について、ご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、631番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

資料のほうは4ページになります。

番号631、土地の所在地は鴨方町六条院東です。田、334平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡り人は〇〇〇〇。転用目的は一般宅地。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、11番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。

この案件の場所は〇〇〇〇を挟んで反対側、北側に工場ができておりますが、それのちょうど東側、北の奥の東側になります。譲受人の〇〇〇〇で、その〇〇〇〇がちょうど同じ地区内に住んでおります。それで、〇〇〇〇ということで、〇〇〇〇に頼んで譲り受けることになったようです。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、631番の件について、ご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、637番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

番号637、土地の所在地は金光町占見です。田、511.49平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は分譲宅地。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、該当地区の担当委員であります私が補足説明を行います。

位置図は15、16ページになります。

〇〇〇〇があるんですが、すぐ東の角のところに〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇を北へ50メートルぐらい行ったところにあります。現状、稲を植えて耕作をしてる土地なんですが、近所も住宅化しており、住宅として最適ではないかなと思います。

それで、〇〇〇〇は田んぼで耕作をしてるんですが、今回該当の〇〇〇〇の耕作なんですが、耕作をしてる人が水を入れるのにその辺の水の管理もきちっと対応できておるといふふうに聞いてます。そういうことで、特に問題はないというふうに思います。審議のほうよろしくお願ひします。

ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、637番の件について、ご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、638番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

番号638、土地の所在地は全て金光町大谷です。638の1、田、751平米、638の2、田、716平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡り人は〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

以上です。

議 長 次に、5番古城委員、補足説明をお願いします。

委 員 古城です。

地図のほうは17、18ページとなります。

こちらのほう、ちょうど〇〇〇〇の南側というふうになります。〇〇〇〇の下へ下りて〇〇〇〇がありの、〇〇〇〇としてふだんは使っておるんですが、〇〇〇〇の南側というふうになります。その土地の周りが家があったり、耕作をしてない田んぼだったり、また水田がちょびつとというふうな状況になっております。

現在、この前、見に行ったらまだ稲を植えてて刈ってないような状況であったんで、今年耕作をしてからということではないかと思えます。そういうふうな状況の中で、もちろん重機も入るような状況でもないし、周りの農地にほぼほぼ影響を与えるようなことはないんじゃないかと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、638番の件について、ご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、議案第39号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

すいません、説明に入る前に、資料のほうで修正のほうをお願いしたいと思えます。

資料の6ページ、ちょうど真ん中になるんですけど、番号が16、(B)の利用権を設定するものところに番号が1、2とかって書かれているんですが、その番号が抜けておりましたので、16番、2筆あります。そちらのほうに1、2と番号のほうを振っていただけたらと思います。

それでは、説明のほうを進めていきます。

議案書の5ページになります。

議案第39号農用地利用集積計画について。令和6年10月15日提出。

番号8から18。この11件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保さ

れており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は11名、農地は14筆の更新と7筆の新規です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は3年が3件、5年が3件、10年が5件になります。

次に、7ページをお開きください。

(1) 地目別設定面積になります。田、1万9,758平方メートル、畑、ゼロ平方メートル、計が1万9,758平方メートルです。

以上です。ご審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定しました。

委員 すいません。ここの取り上げてあるそれぞれの案件っていうのは農業委員とかは、これ確認しとくということなんですよ、担当のエリアは。

事務局 これ利用権設定で双方の間での契約を交わして設定させていただいております。農地法3条の所有権移転とは違い、双方交わしたこの契約期間内で耕作を進めていきますよ、期限が来ますと自動的に、更新をされないということになれば、もう自動的に所有者に戻って、その後はもうお互いきれいになりますというような手続になりますので、農業委員さん、推進委員さんにつきましてはこの土地が計画どおり耕作されているような状況を今後見守っていただければということになります。

委員 そうしたら、ここへ上げられとるのはどの土地ぐらいは把握しとかにゃいけんということ。

事務局 この土地が今回所有者ではない耕作者が設定されたということをご理解いただいて、ちょっと作付がされずに荒れているような状況であれば、所有者ではなくて耕作者のほうへお話をさせていただくとかということになるかもしれないところをご理解いただいております。

委員 確認しとかにゃいかんということですね。

事務局 そうです。

委員 農地パトロールのでけえやつを広げてどこじゃろう、どこじゃろうというて探して見に行ったんで。

事務局 この利用権設定で多く交わされるのが遊休農地、今おっしゃられた農地パトロールで現地確認していただいている大きな地図に関係することが多いので、逆に言えばその大きい地図のほうで現地を確認していただく。あるいは、地図上でこういったところ、各地で荒れてたところが今回新たに利用権設定がされて解消されたんだなということをご理解いただいて現地のほうを確認していただく、見守っていただければと。

委員 分かりました。

委員 補足させてもらっていいですか。

議長 どうぞ。

委員 先ほどの件でちょっと推進委員の立場で、寄島の推進委員の大島なんですけども、補足させていただければと思うんですが。例えば、今回の議案の39号の番号15番から18番については農地利用最適化の推進の活動ということで委員の私大島のほうで実はマッチングさせていただいた案件になります。

こういった案件、引き続きレモンの活動等々ありまして進めておりますんで、やっぱり特に寄島の場合は1筆が非常に小さい案件が多いので、1人の方が一度で借りる場合にもかなり多い場合だと10筆とかという場合もありますので、その辺も踏まえてやり方についてはこれまでのやり方でいいかなとは思っています。

以上です。

議長 ほかに何かご意見ありますか、よろしいですか。

委員 はい。

委員 その案件にかぶせるようなんですけれども、関連して農地中間管理機構の貸借の体制といったものが変わってきたというふうな通知を受けたんですけれども、そのあたりの詳しい説明とかっていうのをいただけたらありがたいんですが。

事務局 今ご質問といたしますか、お声をいただきました農地中間管理機構につきまして、現在は移行措置ということで旧法のほうでさせていただいております。現状は変わらないんですけれども、中間管理機構への貸付けというところは従来どおりというところではありません。対象等も厳しくなっております。

ただ、中間管理機構、間に入って貸付けを行うということは進めてはいくんであろうなというところで、また具体的なことが決まったり、制度的にやり方が変われば詳しく説明させていただこうとは思っております。

現段階では従来どおり旧法に基づいての、基盤強化法旧法に基づく取扱いとご理解いただければと思います。

委員 また詳しい状況等が分かりましたら、お知らせいただければと思うんですけれども、これが実態に即しているかどうかというふうなものも出てくるとは思うんです。私も井原のほうに借りれる土地があったもんですから、農業委員会経由で農地中間管理機構の役割といったようなものもリーフレットみたいなものが来たんです。そうすると、これからの貸付人とか借受けにつきましては、農地中間管理機構がまとめてやりますからといったような内容でのものだったんですね。これだけの案件を中間管理機構の力というか、能力実態から合わせると、とてもじゃないけど私は難しいんじゃないかなといったところを懸念しているところがあるんです。

ですので、改めてそういったことが分かるようでありましたら、また教えていただければ、その中にまた委員会を経由して、この利用権のほうにつきましてはこちらのほうでしたら届出は産業建設課からありますよね。

事務局 そうですね。担当課は産業振興課。

委員 そういったところもまた、いろんな話のすり合わせをしながら、一番いいやり方というふうなものを、模索していく必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長 ほかにはよろしいですか。

委員 はい、どうぞ。

委員 今回の続きなんですけれど、家の周りの田んぼの草を刈ってくれん。家の者が困りよんですといった相談など、どうしたらええですか。

事務局 草を刈らないという苦情も、今、多くなっています。

事務局 基本的には農業委員会へ苦情をいただいて、皆さん委員さんのほうへ苦情対策として耕作者、所有者のほうへ適正な管理の指導をお願いするような格好になるということで、今年度の苦情を取りまとめてまた早ければ次回ぐらいに訪問指導などのお願いをさせていただくような結果になるかと思えます。

委員 我々が言うてお願いに行かにやいけんのか。

事務局 そうですね。

委員 単純に言やあ、困った人は農業委員会へ電話してくる。農業委員会から文書が来るで、それを持って耕作者のとこへ行ったらいい。それから刈ったらんは、ここからの話だ。

事務局 いろいろ試行錯誤させていただいて、基本的には市外には通知、市内には訪問指導というところで、委員さんに市内の農家さんのところへ訪問に行っていただいているというのが制度といいますか、運用的な形で行ってるんですけども。まず、苦情に対して本当に田植時期、盆時期、お盆、あとは収穫、お祭り時期、年間を通じて苦情はあります。一定間程度、その後すぐ伸びてまた苦情になります。毎年刈っていても、草が伸びたぞ、早く刈るように言うてくれという方もいらっしゃいます。

事務局 所有者さんについてもやっぱり耕作できんから放置して迷惑かけるわけにいかんからシルバー人材センターとか知り合いのところへお願いして刈ってもら。そうなると思ひどおりには請け負ってもらえず、春先に言って1年たって年度末にやっと刈ってもらえたとかということもあります。その管理はやっぱり苦情はどんどん来ます。

事務局 先ほど申し上げたように、やっぱり本人さんができん場合、頼んだ先がいつになるかというのはあるので、その辺もご理解いただきたい。

事務局 そういった事情を踏まえて、委員さんには情報提供して、それを持って耕作者、所有者さんのほうへ訪問していただく、農地パトロールが済んだぐらいで意向調査、どうしますかという結果に基づいた通知をする。それと同じような内容を持って訪問していただいて、どうされますかという意思の確認のほうも指導内容とさせてもらうのが一番合理的かなとは考えております。

委員 そういうふうに草が生えるとイノシシが出てくる。それで、庭先へイノシシがかけりあるいとるいうて、恐りょうる。

事務局 農家さんが半数以上いなくなるということになれば、当然半分以上がもう荒廃地になってくるというところになります。

浅口の小規模の田畑であればなおさら中間管理機構等を通じて集約集積というのは厳しいところもあります。自然豊かな緑あふれる、動物もすぐ近くを駆け巡る、そういった環境になってしまいますので、できるだけ委員さんのほうで、お願いするようなことになるかもしれない。

申し上げているのはやっぱり農地が荒れたままですと生活に支障が出る。その部分について、当然所有者が責任を持って対処しないといけないというところで、刈っていただきよるのが現状です。

そうすると、やっぱり金銭的な負担というのが増えてきて、それからまたさらに手がかけれなくなって荒れてしまう。そうすると、地域によってはお助け協力隊員が刈ってくれるというようなところもあるようで、そういったボランティア活動に移行してしまうんじゃないかなというところも事例としてはあるようです。

事務局

今の極論であって、個人の土地の所有ということはもうその人の財産ということになりますので、その生えてるものも。それはもうその土地を持っている方、相続された方がするべきことだと思います。

道路愛護とか水路の清掃、そのあたりは皆さんがご利用されてる、多くの方がご利用されているものにつきましては時期的なときに担当課のほうで連絡があったり、見回りのときに木が生えたり、草が生えていたりというときには業務上、それぞれ対応していると聞いております。

先ほど話があったんですが、それはもう極論であって、一般的には個人の土地は個人の権利で刈っていただく、草刈りなりを所有者の方がされるべきものなので、そちらの方にお知らせをして、こういう話が出てますので対応をお願いしますという通知のほうをさせていただいております。

委員

それは理解できるんですけど、数年前の農業委員会の中で隣接耕作放棄地を隣接者が草を刈ることはありか、なしかというふうな疑義があったときに、基本的にその中にどういうふうな植物があるか分かんないから、基本的にその土地の所有者の権利を保持するために隣接耕作者はできるだけ刈っては駄目だと、こういうふうなことがあったと思うんです。

そうすると、私それを受けてから基本的に刈らないことにしています。

事務局

おっしゃられるとおりです。民法、最近改正されましたけれど、他人の土地に勝手に入って刈ったり、取ったりすることはできません。相手さんと話をして刈ってくださってという主張をして、相当の期間が過ぎてもなされない場合には、飛び出した部分の枝を、じゃあできます、草は刈れます、でも中については無理です、できません。

地主さんが困ってどうしようもない、もう手に負えんわといったときには最終的にボランティアで刈っていただけるといのがきれいにする最終手段かなとは思っておりますが、今は基本的には農地パトロールをして荒廃地について耕作ができる農地か、できない農地かを今判断してもらっています。

そうやって荒廃地、農地ではないところが増えるということは当然荒れたところ、

そういう土地が増える結果にもなります。

それを対象ではないからというてまた今度放置していくとどんどん荒れていきます。そういった中で、本人さんはお金がないから知らんよというところにならんように、それで荒らさないようにというて、極論的にはボランティアでご協力をいただき、そういったことをしないと荒廃地というのはなくなるという状況も予想されます。

基本的には今農地パトロールによって見つかった遊休地、また荒廃地についてを意向調査ということで所有者、耕作者に対してどうしますか、もうこのままじゃ本当に荒れてしまうということで本人さんが耕作を再開するか、本人さんができないのなら貸し借りをするか、というような内容での意思確認をさせてもらっています。

その意思確認に基づいて、土地を適正にしてくださいねというのが事業の流れなんですけれども、そうなれば、皆さん、委員さん、訪問していただく、ご指導いただく家庭、農家が増えてきますというところで今後よろしくお願いいたします。

草も背が高くなる前に刈っていただくほうが、作業も楽ですので、早期発見、早期対処ということで進めていければと思っております。

事務局 将来こうなったら大変になるからっていうちょっと心配もあってお話をさせていただいたということです。

委員 実際ボランティアでやろうという人は、費用単価なんか、そりゃもう考えてないでしょ。自腹切ってもええでも思うて、手伝うてやろうという格好でやるんが、ボランティアじゃろ。そこで費用が幾らかかったどうのこうので、ぐずぐずいう人間はもうしないでしょ。

事務局 そうです。もう市のこの庁舎周辺の草刈りも職員ボランティアで定期的にやってます。そのときに発生するけが等についても自己責任です。

委員 わしらの近くに給食センターやこう、老人ホームできたもんで、部分的に残っとるけど、黙って地域の間が全部無条件で年に2回ほど刈っとらあね。どうしてもやらなきゃもう汚いもんで、しゃあないでやろうかという格好で納得されて全部やってますけど。

事務局 もう皆さんおっしゃられるのが、皆さん、現場も見てよくご理解いただいとって、もう本当に今、大島委員さん言われたように、もうボランティアでというて、それはそれで簡単でええわ言いよると本当に大変です。もう全部面倒見にやいけんようになってしまいます。

そういうことになる可能性もあるということでの、情報提供ではないですけども、もう本当に草刈り苦情というのはどんどん増えてます。

委員 ボランティアで草刈ったりどうのこうのして、油代がどうのこうの言う人間はもう最初から知らん言よる。

事務局 本当にお隣さん、よう知っとるところじゃからって勝手に刈ってトラブルもありますので、もう本当に他人の土地については口出し、手出し、難しいです。最終的には委員さんに各訪問していただいて、面と向かって話をすると理解してくださる方もおられるし、もう3年、10年、通い続けてやっという方もおられるし、それでも次

の年にはもうできんようになったというところもあります。厳しいです。

議長 よろしいですか。

皆さん、困っとられる事案だとは思いますが、今言うところで取りあえず収めさせていただいて、次へ移りたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第13号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

議案書のほうが8ページになります。

報告第13号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和6年10月15日提出。

番号633、鴨方町本庄、田、514平米。借受人は〇〇〇〇。貸出人は〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和6年9月5日です。

続きまして、番号634、鴨方町本庄、畑、162平米。借受人は〇〇〇〇。貸出人は〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和6年9月5日です。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑がないようですので、報告を受けたことにします。

続きまして、報告第14号の形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

議案書は9ページになります。

報告第14号形状変更届について。令和6年10月15日提出。

番号632、鴨方町小坂西、田、125平米のうち52平米。申請人は〇〇〇〇。変更理由は田から畑に変更で盛土95センチです。

以上になります。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いします。

事務局 失礼します。

①農業委員さんと推進委員さんの名簿及び相互協力地区名簿の確認について

議 長 ②次回の農業委員会について  
それでは、ほかにはないので、本日の委員会は以上で閉会とします。ご苦労  
さまでした。

閉会（午後 3 時 1 0 分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩